

# 指定医師事務取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、「身体障害者福祉法第15条第1項」(以下「法」という。)の規定に基づき、医師の指定(以下「指定医師」という。)に関する事務の取扱いについて定める。

## (新規申請)

第2条 指定医師の指定を受けようとする者は、次の書類を広島県知事あてに送付すること。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定申請書(第1号様式)  
同意書(様式1)及び承諾書(様式2)
- (2) 経歴書(第2号様式)  
別紙2「指定を希望する障害に係る診療実績等」
- (3) 当該医師の医師免許証の写

- 2 指定医師は、原則一障害種別の指定とするが、複数の障害の指定を希望するときは、障害の種別ごとに指定を受け、指定を受けた障害について診断書・意見書を作成する。
- 3 身体障害の種類と医療に関係のある診療科名については別紙1のとおりである。
- 4 指定を受けた医師は、その旨を標示し、見えやすい場所に掲示するものとする。

## (指定医師の審査)

第3条 指定医師は、広島県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会(以下「審査部会」という。)の意見に基づいて、知事が行う。

- 2 審査部会の意見を聴く際には、次の事項について十分審査を行い、指定医師の専門性の確保に努めるものとする。
  - ア 医籍登録日
  - イ 担当とする障害種別
  - ウ 当該医師の職歴
  - エ 当該医師の主たる研究歴と業績
  - オ その他必要と認める事項

## (指定医師の審査基準)

- 第4条 身体障害者の福祉に理解を有し、かつ、指定を受ける障害種別について、研究業績または診療実績を十分に有しているなど、相応の経験が認められること。
- 2 また、複数の障害分野の指定を受ける場合においても、それぞれに十分な経歴、専門性があると認められること。
- 3 聴覚障害については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医を指定すること。地域の実情等により専門医ではない耳鼻咽喉科の医師又は耳鼻咽喉科以外の医師を指定する場合は、聴力測定技術等に関する講習会の受講をするなど専門性の向上に努めていることが認められること。(平成27年1月29日障発0129第2号)

#### (指定医師の指定)

第5条 知事は、提出された書類を審査し、審査部会の意見(答申)に基づき、指定は適当であると認めた場合は、医師に「指定通知書」及び「身体障害者福祉法指定医師」の標示板を交付するものとする。

#### (指定医師の公開)

第6条 知事は、医師を指定した場合は、県のホームページで公開するものとする。

#### (指定医師の変更)

第7条 指定医師は、氏名の変更や所属医療機関等を変更した時、あるいは障害種別の一部を辞退する場合は、「指定医師変更届」(第3号様式)を作成し、変更の理由が生じた日から10日以内に知事に届け出ること。

2 届出は、指定医師が行うことを原則とするが、指定医師の了承を得た上で、旧医療機関の管理者が提出しても差し支えないものとする。その場合は、続柄を記載するものとする。

3 知事は、指定医師等から、指定都市または中核市への異動による変更届が提出された場合は、関係市に通知するものとする。

なお、県所管の医療機関間への異動又は障害種別の一部辞退については、ホームページの変更をもって通知するものとする。

#### (指定医師の障害種別の追加)

第8条 指定医師が、指定を受けた障害種別以外の種類を追加しようとする時は、次の書類を広島県知事あてに送付すること。

(1) 指定医師障害種別追加申請書(第1-1号様式)

(2) 経歴書(第2号様式)

別紙2「指定を希望する障害に係る診療実績等」

(3) 当該医師の医師免許証の写

2 知事は、審査の結果適当であると認められた時は、「変更通知書」により医師に通知する。

#### (指定医師の辞退)

第9条 指定医師が死亡した時や県外に転出、あるいはその他の理由等で指定を辞退する場合は、「指定医師辞退届」(第4号様式)を作成し、知事に届け出ること。

2 届出人は指定医師とする。但し、本人が死亡又は県外へ転出した場合等やむを得ないときは代理人または旧医療機関の管理者が続柄を付記して、速やかに届け出ること。

3 指定を受けている医師が、その指定を辞退しようとするときは、60日間の予告期間を設けること。なお、死亡によるものや県外転出の場合は、この限りではない。

#### 附則

この要領は、令和元年7月11日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和3年3月9日から施行する。

## 別紙 1

身体障害の種別	医療に関係のある診療科名
視覚障害	眼科，小児眼科，神経内科，脳神経外科 【注】眼科以外の診療科にあつては，腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
聴覚障害	耳鼻いんこう科，小児耳鼻いんこう科，気管食道・耳鼻いんこう科，神経内科，脳神経外科 【注】耳鼻科以外の診療科にあつては，腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
平衡機能障害	耳鼻いんこう科，小児耳鼻いんこう科，気管食道・耳鼻いんこう科，神経内科，脳神経外科，リハビリテーション科
音声機能又は言語機能障害	耳鼻いんこう科，小児耳鼻いんこう科，気管食道・耳鼻いんこう科，内科，気管食道内科，神経内科，気管食道外科，脳神経外科，形成外科，リハビリテーション科，
そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科，小児耳鼻いんこう科，気管食道・耳鼻いんこう科，気管食道内科，神経内科，気管食道外科，形成外科，リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科，外科，小児外科，内科，神経内科，脳神経外科，形成外科，リウマチ科，小児科，リハビリテーション科
心臓機能障害	内科，循環器内科，心臓内科，外科，心臓血管外科，心臓外科，胸部外科，小児科，小児外科，リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科，循環器内科，腎臓内科，人工透析内科，外科，移植外科，小児科，小児外科，泌尿器科，小児泌尿器科
呼吸器機能障害	内科，呼吸器内科，気管食道内科，外科，呼吸器外科，気管食道外科，胸部外科，小児科，小児外科，リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科，小児泌尿器科，外科，消化器外科，内科，消化器内科，神経内科，小児科，小児外科，産婦人科（婦人科）
小腸機能障害	内科，消化器内科，外科，消化器外科，腹部外科，小児科，小児外科
免疫機能障害	内科，血液内科，感染症内科，外科，小児科，産婦人科 【注】エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓機能障害	内科，消化器内科，外科，消化器外科，移植外科，腹部外科，肝臓外科，小児科，小児外科

根拠規定：「身体障害者福祉法第 15 条第 2 項の規定による医師の指定基準」（別紙）